

## 木造仮設住宅の利活用

### Diversion of Wooden Temporary Housing

熊本地震（2016）では  
東日本大震災（2011）での取り組みを受け、  
木造仮設住宅が建設された。  
災害から6年以上が経過し、  
これらの木造仮設住宅はその役目を終え、  
公的住宅としての利活用が始まっている。  
発災時の建設から  
その後の利活用までの取り組みについて  
熊本県庁にお話をうかがった。

井上智大 | Tomohiro Inoue  
熊本県土木部建築住宅局建築課参事

上野美恵子 | Mieko Ueno  
熊本県土木部建築住宅局建築課審議員

内田壮一郎 | Souichirou Uchida  
熊本県土木部建築住宅局住宅課主任技師

田尻昭久 | Akihisa Tajiri  
熊本県土木部建築住宅局住宅課主任技師

#### 聞き手

岩佐明彦 | Akihiro Iwasa  
法政大学 / 会誌編集委員会委員長

佃悠 | Haruka Tsukuda  
東北大学 / 会誌編集委員会委員

前田昌弘 | Masahiro Maeda  
京都大学 / 会誌編集委員会委員

岩佐明彦 = 文



市町村営の単独住宅として利活用された  
木造仮設住宅。  
(熊本県西原村、撮影：会誌編集委員)

## 「被災者の痛みの最小化」を目指して

— 熊本地震（2016）で建設された木造仮設住宅の概要についてお教えてください。

熊本地震では4,303戸の建設型応急仮設住宅（以下、仮設住宅）が供給されましたが、そのうち683戸が木造の仮設住宅でした。木造仮設住宅の大きさは1K（20㎡）、2DK（30㎡）、3DK（40㎡）の3タイプで、家族構成にあわせて供給されました。大きさに関しては木造仮設以外で供給されたプレファブ型の仮設住宅と同じです。

熊本県の蒲島知事は熊本地震の対応として「被災者の痛みの最小化」を掲げています。そこで少しでも良好な居住環境を提供するために木造仮設住宅の積極的な導入が進められました。熊本県独自の仮設住宅の設置基準（熊本型デフォルト）に基づいて計画されています。床面積は東日本大震災で供給された仮設住宅と同じですが、居住性の向上が図られており、断熱（二重サッシ、断熱材）、防音（住戸間に遮音壁）、バリアフリー（段差解消、手すり、玄関スロープ（必要な場合））、コミュニティ（掃き出し窓と濡れ縁）といった配慮がされています。また、あたたかみのある居住環境とするために県産材（構造、床、ポーチ、濡れ縁）と県産の畳を使用しています。外構に関しても一戸あたりの敷地面積が従来の1.5倍あり、ゆとりをもった隣棟間隔（6.5m）で配置されているほか、余震対策として基礎が木杭ではなくRC基礎であるなどの特徴があります。

そもそも熊本県で木造仮設を建設するのはこれが初めてではありません。熊本広域大水害（2012）の際に阿蘇市に仮設住宅を建設する必要があったのですが、東日本大震災（2011）で木造仮設住宅が整備されたことを参考にして木造仮設住宅を建設することになりました。建設にあたっては事前に災害協定を結んでいた地元の建設会社と協力し、県産材を利用した木造仮設住宅を供給しました。熊本地震の際にも、協定を結んでいた地元建設会社のグループが中心となって木造仮設住宅を建設しました。県産材を使用することや地元の建設業者が建設を担当することで、復興に向けて地元の経済活動を支援できるという効果もあります。ちなみに令和2年7月豪雨（2020）でも木造仮設住宅が供給されています。

— 木造仮設住宅の活用を行うようになった経緯と現状をお教えてください。



利活用に関しても熊本広域大水害（2012）の木造仮設住宅が先行実績となっています。阿蘇市に建設された木造仮設住宅は、地元の強い要望もあり、基礎を木杭からRCに改修する工事を行ったうえで、現在も住宅として活用されています。

熊本地震の木造仮設住宅も発災後2年経ち、仮設住宅の供用期間（2年間）が終わりに近づき始めた2018年5月頃に利活用について話が出始めたのを記憶しています。木造仮設住宅の利活用は退去が完了した仮設住宅を県から市町村へ譲渡する形で行われます。仮設住宅が建設されていた市町村が譲り受け、そのまま利活用するのが基本ですが、利活用できない分を他に必要とする市町村に譲ることもあります。古い公営住宅の更新が迫られていた山都町が、御船町から木造仮設住宅を譲り受けるといった例もありました。現地で利活用する場合は、必要に応じて外壁改修（サイディング張りなど）、スロープ設置、常設型浄化槽への改修（地上に設置していた浄化槽を埋設）、外構の舗装・雨水排水設備の改修、フェンス設置などの工事を行います。狭い住戸の場合は2住戸を組み合わせて1住戸に改修する場合があります。工事にかかる費用は社会資本整備総合交付金の提案事業として行い、移設する場合は熊本地震復興基金を活用しています。

— 利活用された木造仮設住宅は具体的にはどのような目的で利活用されているのでしょうか。

市町村の単独住宅として利用されています。木造仮設住宅は住戸面積が狭いなど、公営住宅法に基づく住宅の要件を満たさない場合もあります。そのため市町村の条例に基づく、一般の住宅として運営されています。これを単独住宅と呼んでいます。市町村条例に従って管理され、家賃や入居条件も自由に設定できるので、再建を待っている人に入居してもらうなど地域ごとの課題に応じた使用が可能です。県から市に譲渡する際の条件として被災者の支援住宅であることが前提ですが、その後、定住促進住宅、公営住宅の代替などとして利活用することも可能です。

### 78%が利活用される木造仮設住宅

— 利活用の実績はどのくらいあるのでしょうか。

2022年3月の段階で、木造仮設住宅の退去はすべて完了していますが、建設された683戸のうち524戸が利活用されることになっているので、建設された木造仮設住宅の78%が利活用されることになります。利活用される524戸のうち300戸はそのまま現地で利用され、残り224戸は移設して利活用されます。移設の場合は作業員



美里町と御船町から山都町に移設され、復興支援住宅として活用されている事例。（熊本県山都町、写真提供：熊本県庁）



仮設住宅として活用されていた頃。p.44と比較すると玄関周りが改修されているのがわかる。(熊本県西原村、撮影：会誌編集委員)



入居者が退去し、利活用を待つ木造仮設住宅。(熊本県産山村、撮影：会誌編集委員)

が手で解体し、柱梁と水まわり設備を中心に再利用しますが、作業員の熟度も向上し、建材の再利用率は大幅に向上したと聞いています。切断した仮設住宅をH鋼で補強し、ユニット化したうえで、トラックで運び出し、移設先で組み立てるといったやり方を大学と連携して実験された例もあります。利活用することができなかった159戸に関しては県が解体処分しました。

— 78%というのは非常に高い利活用率ですが、木造仮設住宅を提供する際にすでに利活用することが想定されていたのでしょうか。

それはありません。建設型の仮設住宅を建設する際に、建設する敷地やタイプ（木造かプレファブ）の選定は各市町村に任されていたのですが、どの市町村も震災当時は建設用地の確保に苦勞しており、将来的な利活用までを見据えて戦略的に用地確保するのは難しかったでしょう。民間から借り受けて将来的に返還が必要な敷地に木造仮設住宅が建設されていた例も多いです。確かに竣工年の古い公営住宅団地の隣地に仮設住宅が建設され、その後、木造仮設住宅が支援住宅として利活用された事例はありますが、老朽化した公営住宅の除却がたまたま済んでいて空地になっていたところが、仮設住宅建設の適地として選定されたというのが現実ではないでしょうか。熊本広域大水害で阿蘇市に建設された木造仮設住宅が利活用された前例が知られているので、利活用のスキーム自体は県も市町村もすんなりと受け入れることができたのではないかと思います。

### 多様な復興をサポートするツールとしての可能性

— 具体的にはどのような方が利活用後の単独住宅にお住まいなのでしょうか。

入居条件等は市町村ごとの条例によるので、県は具

体的には把握していません。譲渡の条件が被災者の支援に資することなので、被災者中心の利用となります。内部改修を行わず、仮設住宅に入居した状態のままで恒久利用のための工事を行った例もあります。

被災者は自力で自宅を再建するか、民間賃貸住宅や災害公営住宅に入居するかが大きな選択肢ですが、自力再建が遅れている人や公営住宅の入居基準を満たしていないために再建がままならない人もいます。また、ご高齢のため、このまま仮設住宅にお住まいになったほうが環境の変化が少なく負担も小さい場合もあります。木造仮設住宅を利活用することで、こうした人達の受け皿をつくることができ、それぞれの事情に沿った復興サポートが可能になっていると思います。

被災者が中心だと居住者が特定の属性に偏るなどの懸念もありますが、居住属性の偏りは公営住宅全般の問題です。むしろ木造仮設住宅を利活用した単独住宅のほうが入居条件を市町村が自由に設定できるので、将来的には居住者属性が多様になるように誘導し、ソーシャルミックス化していくということも考えられるかもしれません。令和2年7月豪雨（2020）でも仮設住宅を建設しましたが、建設した仮設住宅のすべてが木造です。今後、こちらの利活用も議論になってくるでしょう。

— 熊本地震の仮設住宅建設の際に掲げられた「熊本型デフォルト」によって、木造仮設住宅がゆとりある隣棟間隔で建設されていたことや基礎がRCであったことなど、このレガシーをうまく生かして利活用したと言えると思います。蒲島知事は「被災者の痛みの最小化」を掲げましたが、被災者の居住支援に関してはこの方針が徹底されている印象です。その後の弾力的な単独住宅の運用も含めて被災者の支援が連続的に行われており、今後の震災対応に大いに参考になる点がありそうです。

2022年3月9日、オンラインにて